

第5回京都市再犯防止推進会議 会議録

日 時 令和4年7月4日（月）10時00分～12時10分

場 所 京都市役所 本庁舎 第1会議室

出席者 藤岡一郎委員、石田陽子委員、小林亮介委員、小森浩司委員、志藤修史委員
寺田玲委員、富江さゆり委員、升光泰雄委員、圓子晃司委員、明星佳世子委員
寮美千子委員

1 開会

八代部長から開会挨拶及び、令和4年2月の委員改選を踏まえ各自自己紹介。

2 議事

（藤岡座長）

本日は議題が2つあります。1点目は再犯防止推進計画について、令和3年度の実施状況及び令和4年度の実施予定について事務局から説明をいただき、それに対する御意見を委員の皆様からお聞きしたいと思います。2点目は各機関からの報告を踏まえて、再犯者を減らすための意見交換を予定しています。それではまず議題1について事務局から説明をお願いします。

（諏訪課長）

議題（1）について説明。（資料3、資料4、資料5）

（藤岡座長）

ありがとうございます。御意見のある委員の方には御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（寮委員）

現状では、刑務所からの出所者に対して、偏見や恐怖感を持っている方が多いと思います。例えば、石田委員のように当事者と普段から触れ合っている方のお話を市民に聞いてもらうなど、市民啓発がもっと必要だと思います。

（藤岡座長）

市民に理解いただくハードルは高いが、なんとか実効性のあるものを考えていかなければならないと思います。例えば、地域のリーダーでもある市議員等に集まってもらって話を聞いてもらうなど、色々な工夫が必要だと思います。

（寮委員）

法務省が実施している「社会を明るくする運動」に対して、市から連携の働きかけをする

ことで、予算を使わずに啓発できるのではないのでしょうか。

(升光委員)

罪を犯してしまった人は、自分のことを他人に理解してもらえないのではないかと思います。そこに架け橋ができれば良いと思います。また、啓発については、啓発をする側の姿勢も非常に重要であると思います。立ち直りに対して理解がある人は良いですが、そうでない場合は、啓発することで、より距離が遠のくこともある気がしています。

私は右京区で社会を明るくする運動の際、学校で講演させていただくことがありますが、自分自身も罪を犯す側になってしまうこともあると思いながら話をしています。私たちも、決して他人事ではないということを知ってもらいたいと思っています。

(富江委員)

今晚、下京区豊園学区で、社会を明るくする運動の講演活動があります。これまでも保護司会、更生保護女性会、少年補導委員会の三者で講演活動を続けてきました。保護司から提案いただく形で講師を依頼し、参加者は50～60名ほどとなっています。

以前、京都ダルクより、薬物依存症からの回復を目指す当事者に来てもらい、その方がお母さんの話をされ、涙を流されたことがありました。今晚は、京都ダルクの職員に話をしてもらおう予定です。どれだけの方が何を感じてくれるのか、効果は分かりませんが、継続してやっていくことが大事だと思っています。草の根的なことで理解を増やしたいという思いで、豊園学区では講演活動を実施しています。

(藤岡座長)

各地域では少年非行という側面においては、警察と連携した取組を行っています。そうした地域の取組と京都市が更に連携していくことも必要ではないかと感じます。

再犯者の更生・保護だけを取り立ててやると、「全体を考えていないのではないか、被害者のことを無視しているのではないか。」という意見が出てきます。社会として、お互いに協力し合おうという啓発のあり方を考えないと、一方的な話だけではなかなか受け入れられない場合もあります。

研修会を何回実施した、ホームページに何回アクセスがあったという実績は、行政として、量的な指標が必要となるため大切にして欲しいですが、そこに本質があるのではなく、積み重ねていく、持続することが重要であると思います。

(石田委員)

今、座長や升光委員や富江委員がおっしゃったように、各保護司会や更生保護女性会などが独自でされている取組は色々あります。また、更生保護施設としても中小企業家同友会やライオンズクラブ等にも色々お願いをして御協力を得ており、企業に就労させてもらったこともあります。成果を出すことはなかなか難しいですけど、市の方でも、こうした組織の取組に対して、こういう事をしていきますと言ってもらえると、それぞれの細かな社会貢献

活動が大きなものになるのではないかと思います。

また、依存症の方が病院探しに難航したり、障害を持っている方が作業所で就労したくとも、断られてしまったりすることもあるなど、更生保護での支援に関する理解の浸透はまだまだ途上だという現状があります。行政には、例えば更生保護の支援に関する窓口を一つ作ってもらい、ここに連絡をすれば病院に診てもらえるとか、作業所を紹介いただけるというようにしてもらえれば助かるので、そういった窓口の設置を検討いただきたいと思います。

(藤岡座長)

精神科の問題については、こころの健康増進センターに相談すればできると思います。こころの健康増進センターならば医者もいるし、第一関門としては、治療を断られることもないのではないのでしょうか。そこから病院を紹介していただくとか、その後に入院しなければならいとなると次のステップはありますが、基本的に病院は受け入れると思います。一般の精神科クリニックでは断られるケースも出てくる場合もあるので、こころの健康増進センターと連携すれば解決する事案もあると思います。

また、ライオンズクラブ等、組織がしっかりしており、かつ、社会貢献したいという意思がある組織とうまく連携することが重要だと思います。そういう意味では、社会資本というか、連携する先はまだまだあるのではないのでしょうか。今までは型通りの行政機関、国の機関そういうものとの連携でしたが、町内会といったような非常に緻密な組織も残っているところでは、そういった既存の組織といかに連携するのが今後は大事になると思います。

ただし、連携しようとする、升光委員の話ではないですが、相談の仕方によっては反発されることもあると思います。そういう反発を生まないようにするには、どうするかということを考える必要はあります。

商工会議所や経済団体にも更生支援に熱心な方もいる中で、行政としては連携、協働していく形をどうやって作り、広げていくかが問われていると思います。

また、精神障害者や知的障害者の問題については、一般的には、すぐに放火事件などが頭に浮かびますが、犯罪に至る経過をしっかりと捉えることが重要です。こういう場合、犯罪に至るまでに止められるタイミングがいくつかあるのですが、それが見過ごされたり、見逃されたりして、結果として犯罪に繋がってしまうというケースが多くあります。要は、犯罪現象自体は下流問題であり、必要なのは上流にある問題を解決することです。上流問題は様々あるので、一気に解決することはできないと思いますが、そういったことを意識しながら、取り組んでいくことが大事であると思います。

(諏訪課長)

再犯防止の啓発に関しては、一般的には総論賛成、各論反対の傾向があるのではないかと考えおり、頭では再犯防止は良いことだと理解していても、自分の身近に起こるとなかなか受け入れられないというのが現状かと思っています。そういう意味で、啓発のハードルは高いですが、総論賛成の輪を広げるとともに、その底上げを図っていくことが重要だと考えています。

現在、国においても再犯防止推進計画の改訂作業をしているため、国に対しても市民理解の促進に資する取組を求めていくとともに、本市としても啓発は非常に重要と考えていることから、様々な角度から市民啓発に取り組んでまいります。

(寮委員)

ハンドブック「つなぐつながる」の改訂版はとても良い方向に改善されたと思います。対象者が自分に関係のあるところを書いて持っておけるような形となり、自分が困っているときにどこに相談すれば良いのか、前に比べてわかりやすくなったので、作ってくださって良かったと思います。

(圓子委員)

ハンドブック「つなぐつながる」は、当事者に配布するために作成いただいたのですが、今回の改訂版も全保護司に配布させていただいております。保護司からは、当事者が自分でハンドブックを見て、必要な部分を探すという事が苦手な者も多いため、保護司の方が資料として持っておき、支援がしやすくなるツールだという意見を多数いただきました。そのため、配布対象を当事者に限らず、その支援者にも広げていただければ更に有効に活用できると思います。ぜひ関係者や支援者にも配れるような体制にしていだけたらと思っております。

(諏訪課長)

御指摘の通り、ハンドブックは、元々は当事者に渡す目的で作成しておりましたが、支援者側が活用したいとのご要望もいただいております。現在は支援側にもお渡しさせていただくよう取扱いを変更したところです。

(藤岡座長)

ハンドブックについて、京都刑務所ではどのように活用されていますか。満期釈放者に配っているのですね。

(小林委員)

京都刑務所では、満期釈放で、かつ、京都市内へ帰住する者に配っており、釈放前指導を担当する職員が説明して渡すようにしております。

文字数を少なくしたり、ルビがふってあったりと、作成に苦労されたのではないかと思います。字の大きさ等もそうですが、冊子の大きさについても、あまりに大きすぎると「いらぬ」と言われることがあるので、ちょうど良いサイズ感で、工夫や御苦労を感じます。

(藤岡座長)

社会的弱者は支援の窓口に通りに着けないという問題があります。最近、「寄り添い」という言葉が流行し、「社会的弱者に寄り添う支援」と言われているが、各都道府県をみても、

そこがどれだけできているのか疑問です。

犯罪被害者の事に関しても、被害者が相談窓口に辿り着けないということがあります。両方ともそうなのだが、社会的弱者に寄り添うと言っても、支援を必要としている人が辿り着けない。ハンドブックを渡した、指導したということだけでは、特に満期出所者は難しい。そういう形でできないからこそ、それにどう寄り添うかが問われていると思います。

(升光委員)

まさしくそうだと思います。ハンドブックを改訂するという事で、施設や機関だけではなくて、そこに「人」がいることが感じられたら良いと思い、11ページに私がメッセージを書かせていただきました。

次の改訂の際には、そこで働く職員のひと言等、「人」を感じられる文言が少し加わればもっと良いものにできると思います。

保護観察をやっていると、保護司を何人も変わる人がいます。対象者が更生に向けて面接へ行くと、例えば「ルールを守っているか？など、うるさく言われるので、そういった保護司のところには行きたくない」と言います。しかし、行きたいと思える時間でなくてはいけなし、その人に会いたいと思える関係でなくてはいけなしと思います。そのように、このハンドブックから「人」を感じられる空気を出す工夫が、まだできると思っています。

(寺田委員)

居場所ということで、制度の狭間に陥った人に安心して生活していってもらえるようにしていくことが大切だと思います。最近、国においても生きづらさを抱えた方が、その人らしく、社会参加をしていく、参加支援という言葉がかなり出てきています。

社会福祉協議会においても、参加支援に繋げていくような場所をどういう風に作ったら良いのかを検討しているところですが、議論の中で出てきたのは、当事者の方にじっくり寄り添って、その方が何を考えておられるか、どんなことに興味を持っておられるのか等を引き出すこと、知るということと、当事者の方が安心してそのことが言えたり、表現できるような場を作っていくということ、それから、そのような居場所に協力していただいている方や専門職が、居場所ができてその方がどのように過ごされており、それをきっかけにその方の生活に変化があったのか、そのことで関わっている人がどう受けとめておられるかを共有し検証していくことが、すごく大事なのかなと思います。

人が集まる場所を作れば、それを居場所と言いがちですが、その方々にとって安心できる、その方々の想いを聞く、その方に関わる方がどう思っているのかも共有するということが大事で、それは居場所に共通するものであると思います。

(藤岡座長)

いずれにしても、計画ができて約1年やってきた結果が今の状況ですので、徐々にステップアップをしていかなければならないと思います。市民の方々、そして担い手の方々への働きかけについては、今後いろいろ探っていかなければならないと思います。計画策定後2～

3年目あたりからその兆しがみえてくるようにと願っていますが地道で困難な作業であると思いますので、よろしくお願いします。

それでは、議題2に移ります。まず、事務局より参考資料について説明をお願いします。

(諏訪課長)

再犯者に関する各種統計、満期出所者に関する統計、京都市における保護観察の状況、京都市における刑法犯微罪処分者の状況について説明。

(藤岡座長)

満期釈放者のうち、7割を超える人に配慮が必要、それでいて、帰住先不明が43%、これは圧倒的にほったらかしになっている事が、統計上明らかですが、どうしたら良いのか。

ただ、満期釈放者ですから、釈放後、強制介入はできないということで、刑務所在在所中はどういう教育をするかということを考えなければなりません。今回、懲役・禁固という区別から拘禁刑になりましたから、教育的機能の時間も増えてくると思います。

教育の機会が増えてくると、出所までに色々な準備がしやすいし、本人の心構えもしやすくなります。

ただ、知的障害者や精神障害者等、教育自体が難しい人たちが一定数いるという事も事実です。そういうところも勘案しながら、今よりは自立を促す教育的機能が高まってくるのではないかと考えています。

入口論の一番初めに出てくる警察段階での微罪処分が終わっている人達に窃盗犯が多いということは、課題としてあるのではないのでしょうか。例えば、警察の現場の感覚では、万引きをする人は、実は生活に困窮している人は少ないとのことで、単純に福祉につながらない、こういう方達をどうするのかは難しい課題です。しかし、現場警察官がどこまでやれるかは分かりませんが、自治体との連携を前提とした入口支援体制を構築し、福祉関係に繋ぐことは検討する必要があると思います。

さらに検察段階の起訴猶予、裁判段階の執行猶予を受けた人々の中で困難な社会生活を抱えている人を福祉関係につなぐことができれば、早期の再犯防止になります。

刑事手続き上の処分権限をもつ機関と行政機関との緊密な連携が必要であり、「入口論」の充実・強化のためにこれまで以上の工夫が求められているように思います。

(富江委員)

若者の居場所づくりもありますが、高齢者の居場所づくりがあまり表立って見えておらず、深い問題があるような気がしています。警察署で「息子が迎えにきてくれるのかな」と言った高齢者がいたという話が印象的でした。

寂しいお年寄りがいても、居場所があれば違うのかなと思います。最初は帰らせてもらっても、二回三回となると刑務所にいくことになるし、刑務所では老老介護となっているという話も聞いていますから、社会がきちんと高齢者も見落とさずに対応していく必要があると実感しています。

(石田委員)

高齢者の女性の場合には、お腹がすいてとか、お金を持っていなくて生活が苦しくてといった理由で万引きをするということではなく、根っこに孤独や寂しさがあります。高齢者というと、ケアを受けられる、福祉サービスにつながれば良いと言われますが、実際には、本人たちは体も動くし、介護認定も取れない。自分はずっとできているのに、できる事をさせてもらえない状態がおこる。遂には引きこもって、社会は相手をしてくれないとなって、罪を犯すこともあります。

若い人の居場所、高齢者の居場所ではなく、どんな方でも集え、何かあれば相談できるような場があったら良いと思います。

岡山県のどこかの市の子育て支援策で、年代を限定せず、高齢者もいて、子育て中のお母さんもいて、子どもを預けて、ちょっとした作業ができ、お金もいくらか稼げ、困ったことがあれば相談できるという場があるそうです。子どももみてもらえるということで、出生率もあがったそうです。色々な年代の方が集えるような居場所があればいいなと思います。

(藤岡座長)

孤立・孤独は各世代共通の横断的なテーマだと思います。その課題にどうアプローチすれば良いか考える必要があります。根本的には全市民に関わる底上げをやらないと、犯罪という現象だけ捉えても解決しないと思います。

(諏訪課長)

本市でも、孤独孤立対策は重要と捉えており、この問題に対しては全庁横断的な対策が必要なことから、プロジェクトチームを設置して対応しておりました。高齢者対策では、高齢者が自由に集うことができる健康長寿サロンを市内に200か所以上設置しているほか、地域包括支援センターにおいて、一人暮らしの高齢者への個別訪問を実施するなど、様々な取組を展開しています。一方で、支援が必要な方にしっかりと支援が届くように取り組んでいく必要があると考えています。微罪処分者の中にも孤独を抱えているが支援に辿り着いていない方も多いためと思われますので、何らかの形でアプローチができればと考えております。

(藤岡座長)

京都市は色々な施策を持っていますが、必要な人に繋がっているかしっかりと検証する必要があります。

庁内横断的なプロジェクトチームを設置しているとのことですが、縦割りを打破するためには、そうやって横串を入れないと、実のある成果につながらないと思います。大変かと思いますが、プロジェクト活動のより一層の活性化を期待しています。

それでは、続いて、京都市の林更生支援相談員から発表をお願いします。

(林更生支援相談員)

更生支援相談業務の実績及び課題について説明。

更生支援相談員として感じた課題としては、まず相談業務については、相談件数の少なさです。これは少ないということが課題ということではなく、なぜ少ないのかというところにポイントがあります。既に他機関と連携体制ができているため相談が少ないのか、それとも現時点では奥の手や秘策があるというわけではないため、相談しても意味がないと思われるから相談が少ないのか、どういった理由で少ないのかによって、相談業務について改善していくべきであると思いました。

また、困難ケースの対応策については課題であると思います。そして、個人情報の関係によるケース共有の難しさに関しては、相談業務でもそうですが、研修会参加者の意見としても出ていました。

次に関係機関との連携についてです。

まず、更生支援に理解のある福祉事業所の開拓です。少しずつ理解のある事業所は増えているとは思われますが、まだまだ数は少ないと思います。そして、その数少ない事業所に集中してしまうため、その事業所が疲弊してしまった場合、次がないということになります。今後も開拓は課題であると思います。

次に高齢者領域との連携不足です。

統計においても高齢者の犯罪は増えていると出ておりますが、包括支援センターや訪問介護の事業所などはまだまだ連携できていないと感じます。令和3年度の研修会では、包括支援センターからの参加者が多く、また、実際に訪問介護の事業所の方から、こういった知識が少なく支援の現場で行き詰まることもあるとお聞きしました。高齢者領域との連携は急務であると思います。

次に研修会の開催についてです。

令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、オンラインのみでの開催となりました。グループワークなどの直接的交流が難しいため、参加者の氏名・所属・連絡先・業務内容を一覧表にして参加者に共有することで、顔の見える関係性作りの推進を図るといった工夫もしました。

顔の見える関係性を作るにはオフラインが適しているとは思いますが、今後もオンラインのみ、もしくは併用となる可能性があります。そういった中で、顔の見える関係性作りをいかに行うかは考えていく必要があると思います。

また、研修会の内容については、令和3年度は初めての方でも聞きやすい基礎的な内容としました。しかし、それでは物足りないという方がいらっしゃるので、それぞれの知識量に合わせて、また具体的なケース検討などができる場も含めて研修会の内容は充実させていく必要があると思いました。

そして最後に全体を通してです。

私はこれまでずっと現場の第一線で支援をしてきました。そして、昨年度初めて、更生支援相談員という形でマクロな視点で支援を見させていただくことができました。そこで感じたのは、福祉的支援が必要な方がどの程度おられ、また、どの程度の方に支援が届いたの

かという現状の把握ができていないということです。

福祉的支援が必要な方が少なからずいるということは私も分かっています。しかし、今後、自治体、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関が一体となり、連携して支援を展開していくには、量的な状況、質的な状況どちらの状況の把握も必要であると思います。これには自治体だけでは把握しきれません。関係機関の皆様の御協力が必要であると思います。

(藤岡座長)

ありがとうございました。昨年従事された現場の事情や統計の説明と林さんご自身が考えられた問題点についてお話ししていただきました。

個人情報問題は、法の改正がありましたので多少変わってくると思います。保護司の場合は、個人情報は準公務員ですから秘密を守る義務があるという形で、個人情報に接することができるのですが、場合によってはそういう対応を考えることが必要かと思います。これは升光委員等をお願いしなくてはならないかもしれません。

一方、支援が必要な方がどれくらいおられるか、あるいはどの程度の支援が行き届いているのかというのはちょっと見えません。どのくらいいらっしゃるかという点については、満期釈放者・保護観察者で京都在住の人については、だいたい数字がつかめますよね。ただ、どこまで行き届いているかというのはなかなか把握が難しいですね。また、ケース会議に出られるかという問題、刑務所での話も直接聞けるのかどうかといった点など各関係機関と調整していただきたい。

(升光委員)

相談というのは、刑事司法関係機関等からの相談でしょうか。今日の話の中で、重なりとか繋ぎができればいいなという話が出ていたけれども、更生支援相談員の業務がそういうことをしていく1つの窓口だとした時に、相談件数が少ないという現状は、非常に残念です。関係機関や施設は、あまり固く考え過ぎず「うちはいまこういう状況だから来て欲しい。」と、もう少し気軽に声をかけた方が良いのではないかと思います。

(林更生支援相談員)

立場上、直接対象の方からの相談は行わないということになっているので、関係機関等の方からの相談に応じています。もちろん個別の相談以外にも、「こういうことやっているからぜひ来てほしい」とか、イベントもそうですけど、先ほど出たケース会議等に関しても、呼んでいただけるのであれば色々な情報を得られるので、非常にありがたいです。

(藤岡座長)

それでは次の報告に移ります。まずは京都刑務所の小林委員からお願いします。

(小林委員)

まずは、満期釈放者から説明します。ざっくりですが、統計上の数字では、満期釈放者の

再犯率は、仮釈放者の2倍とされています。釈放から2年というスパンで見ますと、仮釈放であれば概ね10%が、満期釈放者であれば概ね23%が再犯者です。この数字は年数が上がっていくにしたがって、少しずつ数字が近づいてはくるのですが、10年後でも満期釈放者であれば55%の再犯率、仮釈放者であれば35%の再犯率と、大きく開きがございます。

これはもう言わずもがなですが、仮釈放者と満期釈放者の違いというのは帰住先、何かしら生活のあてがある、さまざまな支援を受けられる状態で社会に戻ってくる、まさにここにおられるような先生方からの支援のあるなしで変わってきます。

満期釈放者の場合、その多くが、刑務所の門を出たところで支援が切れます。そこから先は自分自身で誰かに支援を求めるなりしなければなりません。あるいは家族がいるとか、釈放される個々の受刑者の事情によるということになる。実際にもおよそ4割の人が帰る場所がないという状態で釈放されます。こういった受刑者に対する取組というのは、きちんとやっていかなければならないと考えています。

具体的には、本人の意思次第ということもあるのですが、帰住先の調整が1番です。まずは住む場所がなければ釈放されたその日から困ってしまいます。その調整をすることで、まずは、受刑者に対する働きかけの強化ということを意識してやっていかなければなりません。

最近では、保安を担当する職員に対しても、こういうことをつぶさに指導するように刑務所としても対策をしているところです。実際に、仮釈放を推進するという取組がそのまま満期釈放者対策となります。まず帰る場所の調整から始まります。

併せて、最近では、職員の指導力向上に努めています。職員の育成という面では、法務省内の研修のほか、行政の研修に参加させてもらうこともあります。職員の指導状況を実際に大学の先生などに見てもらって、スーパーバイズしてもらうということもやり始めています。

また、各所の協力をはじめ、居住場所の先にある生活の糧及び手段ということで、事前に就職内定をもらうということができれば再犯率も下がります。再犯防止という形で国の施策が掲げられたこともあり、これまで刑務所に注目していなかった方達も意識を向けてくれます。更生支援への理解を得るためにも、ここ数年コロナの関係で刑務所の見学等もできていませんでしたが、今後は状況を見極めて実施していかなければならないと考えています。

また、昨年度の当所における仮釈放率は38%ですが、今年度は5月末時点のデータだと50%に改善しています。今後この数字を下げないように、刑務所としても取り組んでまいりたいと思います。

これまで、受刑者に対しては作業をさせるというのが大きな使命でしたが、拘禁刑の導入により、作業なり各種の指導や支援等を組み合わせるということになります。社会の皆様方の啓発や、支援制度等の拡大や強化がなされていくにしたがって、「刑務所内ではこういった指導をしているのか？」ということ問いかけられると同時に、その成果を一層求められるということで、重圧をひしひしと感じているところです。今後とも皆様のご協力をいただき

ながら、再犯防止にまい進していきたいと思っています。

(藤岡座長)

それでは続いて京都保護観察所の圓子委員から報告をお願いします。

(圓子委員)

保護観察所における就労の面での取組について説明します。

保護観察者の就労状況ということで、保護観察が終わった時点で有職なのか無職なのかという数字がありますが、新型コロナの影響があり、様々な面で思うように伸びなかったというところがあります。

実際にどのような取り組みをしているかについて、2つ挙げたいとおもいます。1つ目は、協力雇用主の開拓・確保について力を入れています。協力雇用主は建築業が4～5割を占めていますが、それ以外の業種からも協力雇用主になっていただけるように取組を進めているところでございます。雇用主の数も平成29年度から令和3年度まで、徐々に増えています。

2つ目は、更生保護就労支援事業の実施についてです。就労のノウハウがある京都府就労支援事業者機構に委託をして、効率の良い就労支援をしていくというところからこの事業は始まっており、対象者にきめの細かい支援をしています。

加えて、就労に繋げるだけでなく、すぐに辞めてしまう方、続かない方が多くいることから、職場定着支援を開始しました。今後も多様な業種の協力雇用主を増やしていくというところを1つの課題として持ち、また更生保護就労支援事業を大きく展開していくというところで取り組んでまいります。

(藤岡座長)

何か質問はありますか。

(寮委員)

就労支援について、三重ダルクの方が言うには、「離職支援」というものが大事だそうです。就労しても続かない場合があり、我慢して頑張りなさいでは、急にいなくなり、そのあとその企業は引継ぎもされずに困ってしまう。就労した人のアフターケア、というかきちんと話をして円満退社をして、次の仕事を探してあげることのほうが大切とのこと。

(藤岡座長)

フォローアップは非常に大変です。コーディネートはある意味一時的だが、フォローアップは全国の定着支援センターだけでは難しい。フォローアップ体制は人が必要であり、お金がつかまとうので、それをどうしていくのかは大きな課題となるだろうと思います。

他に質問がないようでしたら、今日の議論は濃い内容でしたので、委員の皆様も持ち帰っ

て考えていただき、今後各所属にも御相談いただきますようお願いいたします。

また、会議だけで終わるのではなく、日常的に各所属へ意見を寄せて頂き、行政側（事務局）からも「こういうことをお願いできないか」ということを気軽に相談できるようにしてもらえれば良いと思います。さて、本日の次第は以上でございます。皆様ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

（諏訪課長）

藤岡座長、議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様からは、多くの貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。関係部局とも連携して、今年度の取組をすすめてまいります。

それでは、第5回京都市再犯防止推進会議につきましては、以上で終了とさせていただきます。長時間にわたる審議、誠にありがとうございました。

（12：10終了）